

令和2年度 第10回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年1月12日			招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分			閉会時刻	午前11時25分			
出席委員			2番	西山博文	3番	藪田道正	4番	盛田敬一
	5番	小林正樹	6番	田中圭子	7番	永原 聡	8番	津村光明
	9番	山本義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷主吉	推進委員	山本昭子
欠席委員	1番	伊井野 孝一						
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第3号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農用地利用配分計画案について 議案第3号 若桜町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（完成版原案）に対する意見について 6 その他							
委員会出席者	竹本事務局長 中島参事 银杏主事							
議事録署名委員	5番	小林正樹	6番	田中圭子				
議 事 内 容								
1. 開会	事務局	令和2年度第10回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。伊井野委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。						

2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)
3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、5番の小林委員と6番の田中委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年12月8日から令和3年1月11日までの行事等についてです。まず12月8日ですが、第9回農業委員会定例会を開催しました。同日に、第8回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。22日には、第7回常設審議委員会が倉吉市で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を6件、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号に移ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。 1件目の届出に係る農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿が田・現況が畑で、面積は267㎡です。権利を取得した人は兵庫県神戸市の〇〇〇〇です。権利を取得した日は昭和62年11月27日、相続登記された日付が令和2年12月10日です。権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権、耕作状況は耕作中で、農業委員会による斡旋の希望はされないようです。
	会 長	担当委員から、何か報告はありますか。

田中委員	相続人さんに電話連絡で確認しました。両親は既に亡くなっており、相続ですので問題ないと思います。
会 長	ここは畑となっていますが、誰か作っていますか。
田中委員	大雪で見えませんでした。本人は全然作っていないですし、誰かが借りているかもしれませんが、そのあたりの確認はしておりません。どなたか貸しておられるかどうかということは確認したほうがいいですか。
事務局	それは、事務局で確認できます。ただ、利用権設定はされていないかと思います。
会 長	確認してもらって、相続されたのはいいですけども、最終的に荒れれば困りますので、事務局はよろしくお願いします。 只今の報告について、意見、質問ありませんか。
委 員	(意見等なし)
会 長	次の農地法第3条第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。
事務局	2件目の届出にかかる農地は大字浅井の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は143㎡です。権利を取得した人は兵庫県神戸市の〇〇〇〇です。権利を取得した日は令和2年10月5日ですが、相続登記された日付は令和2年12月10日です。権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権、耕作状況は耕作中で、農業委員会による斡旋等の希望はされないようです。
会 長	只今の報告について、意見、質問ありませんか。

茗荷推進委員

農地でなかったら、農地法云々と言われません。地目変更するのに、農地でないということで、そのまま法務局が受けてくれるということを過去に聞いたことがあります、そういうのはありませんか。

事務局

ないです。農地転用の許可書か非農地証明書のいずれかが必要になります。

会 長

農業委員会としては、非農地証明をして農地でないという手続きをされたほうがいいですという指導をしてもらうほうがいいですが、それでよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

報告第3号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第3号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。

届出に係る農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は289㎡ですが、そのうち152.15㎡を転用されます。申請者及び請負業者は智頭町にあります塚川建設株式会社です。工事名は大口川外砂防維持修繕工事、転用目的は土砂の仮置き場、転用期間は令和2年11月6日から令和3年3月3日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

会 長

担当委員から、何か報告はありますか。

盛田委員

この工事ですが、実際に取った土砂の量が、当初の計画の約2倍でした。といいますのは、当初は説明がなかったものですから、現地に行ったわけです。そうしますと、工事の土砂が、1番上の水が流れている所を基準として、両側を掘りますという説明がありましたが、それでは今の水害が

起きたときには水源から土砂が出るということ、安全面に問題があるということで、それよりも50センチ深く土砂を取るよう申し入れをしました。それで、そうしますと返事をされ、変更となったのが今回提出されたものです。そのときに申し上げたのは、まずは集落に、必要な土木工事の概要を説明してほしいということでした。今の土砂撤去で工期が遅くなりましたけれども、そういうことがありました。工事するからといって、それが本当に役に立つかがわかりません。実際に自分で見て、実地検証をするということが、これからは求められると思います。工事は今日で終わります。

会 長 転用期間が去年の11月6日からで、今日で工事が終わるわけですか。

盛田委員 自治会長さんから、一昨日にそういう話がありました。今の砂防の箇所が、斜めに切っており、その下に約2メートルの所に穴がありますけれども、そこから水が流れてきます。そこが埋まっているわけですから、そこを平らにする事自体がおかしいのです。

会 長 役場と三倉自治会との話し合いはありましたか。

盛田委員 ありませんでした。

会 長 地権者とは、どういう関係ですか。

盛田委員 要するに、地権者の土地を貸してほしいということで来られました。農業委員会の関係ですからその土地はどうなっているのかと、そこからの話です。そもそも、相談すらない、役場にも届出すらしていない、そんな状況で工事をされるのですかと抗議しました。速やかに役場に届出を提出してくださいと言いました。

会 長 それで今、工事が終了したはいいけれども、問題はありませんでしたか。

5. 付議事項

盛田委員	検証がまだです。大雪で見られないです。
会 長	今のところは報告のみですが、その確認がまだできないということですね。公共事業についても確認が必要です。農業委員会にも一報入れてもらうということをお願いします。
職務代理	ちなみに、これは転用前から農地として使っていましたか。
盛田委員	いいえ、今は地権者1人しかいませんし、もう放置状態です。
会 長	転用された農地は、原状に復元し地権者の確認を得ることになっていますので、雪が融けてから確認をお願いします。
会 長	付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
事務局	議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。 1件目の申請農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は988㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字高野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
会 長	この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
盛田委員	借受人に伺いました。継続ということで問題ないと思います。それと、今後のことを借受人が言われましたけれども、長い間耕作しており、契約期間が5年ですが、できるかどうかわからないことです。できるだけ頑張ってくださいと言い、現地を見て帰りましたが、借受人は後期

高齢者になりますので、2、3年後は厳しそうという問題があります。貸付人に了解をとって、進めさせていただいたとのことでした。貸付人の実家は誰も住んでおられませんので、この契約が切れた後は、この農地はどうなるだろうという問題が出ると思います。若桜町内に農業法人がありますので、そちらに受けてもらうようお願いしようかとも言われました。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目の申請農地は大字菴米の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で農振区分は農用地区域内、面積は476㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字菴米の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字菴米の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 私の担当区域ですので、事前調査をしました。雪がものすごい所ですので、現地には行けませんでした。貸付人のほうから、これは自分の農地にして、10年以上、借受人に作ってもらっているということです。今回の利用権設定は新規ですけれども、10年設定ということです。10年間本当にできるかと聞いたら、危ぶまれる部分もありますけれども、今のところは作っているの、特に問題はないということです。

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 3件目の申請農地は大字大炊の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,076㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字岸野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員 去年の12月29日に確認しました。両者の所に行き行って聞きましたけれども、再設定でずっと作っているということで、特に問題はないと思います。若桜町内の農業法人が入っている地区ですが、この農地は、農業法人が入る前から、借受人が借りています。

会 長 これまでも、〇〇〇〇円で貸してもらっているのですか。

藪田委員 そうですね、もう1件も〇〇〇〇円です。再設定で問題ないと思います。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 4件目の申請農地は大字岸野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区

域内、面積は2,460㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字岸野の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字岸野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員

この件も、私が担当です。話を聞いたところ、この農地もずっと借受人が作ってくださっています。再設定ということで、特に問題ないと思います。

会 長

この件について、質問、意見はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

5件目と6件目を一括で説明します。

5件目の申請農地は大字大炊の田3筆。3筆の合計面積は4,615㎡ですが、そのうち4,280㎡を設定されます。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

6件目の申請農地は大字大炊の田2筆。2筆の合計面積は3,584㎡ですが、そのうち3,160㎡を設定されます。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は八頭町の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員

両案件とも神直地区でして、若桜町の農業法人が借りていたのですが、利用権設定が切れたもの
ですから、再設定の際に、借受人を（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構として、すぐに若桜町
の農業法人が受けるようになっております。継続ですし、特に問題ないと思ったのですが、ここら
は土地の事情がややこしくて、1枚の農地を2名が所有しているとか、1枚の農地なのに番地が別
になっているとか、設定が半分だけの利用権設定があったりしています。両案件とも、貸付人2名
の持ち分になっておりまして、全然区切っていない農地1枚を2人が所有しているという状態です。

職務代理

これは、圃場整備したときに、個別に分けずに図面上だけの割り窪になっています。大きな農地
を作ると言って、権利者が2名いるけれども、1筆にしたというのが圃場整備した土地にはありま
す。

会 長

この件について、質問、意見はありませんか。

職務代理

登記簿面積より少ない借受面積になっています。これは、水張面積で出すということですか。

事務局

5年前が水張面積で設定されていきました。今回、再設定ということで、5年前と同様、水張面積
のままで設定するとのことでした。

会 長

ということは、畦が入っていなかったのですか。

事務局

はい、5年前は入っていませんでした。

職務代理

（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構として、利用権設定をするにあたり、こういうやり方を
するのですか。農地中間管理事業を利用するとき、他の者にもやり方がありますし。畦は借りず、

水張面積のみとする場合、その後の管理上いいのかどうかということです。要するに、農地をしっかりと使っていきましょうという大きな目的があるわけですし、畦を荒らしたら困るわけです。

事務局

(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構との協定書の中で、水路は誰が管理するかということですが、畦は集落が管理するとなっているかも知れませんので、それを確認しないとイケません。

会 長

(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構がこういう農地を借りたら、畦も井手も管理すべきです。農業委員会から見れば、管理するのが当たり前ということを(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構に言うべきです。

職務代理

それと併せて、(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構の案件の他に、その前の案件が(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構を通さない利用権設定です。それで、5年としたけれども本当に5年できるかかどうかわからない、そういう場合に、(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構に出しておけば、農業委員会が関わって、後で作る人を探せます。町として農地を荒さないようにしようと思えば、(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構を通して、耕作者に作ってもらうほうが、後になって探しやすいです。そういう利用権設定の指導をするほうが望ましいです。

会 長

これからのこともあるので、(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構には水張面積でなく登記簿面積を全部受けてもらわないといけません。

職務代理

特に今後は、若桜町の法人に耕作者がいなくなった農地を作ってもらおうという考えが町としてあるようですし。そうであれば、やりやすい格好にするほうがいいと思います。

会 長

(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構に話をすることです。農業委員会としては、そこを聞いてもらうということで、よろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、登記簿面積でいくことで決定します。事務局は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構に言ってくださいますようお願いいたします。

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いいたします。

事務局

7件目の申請に係る農地は大字須澄の田2筆。2筆の合計面積は4,080㎡です。農振区分は2筆とも農用地域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

貸付人に連絡をして確認させてもらいました。借受人ですが、以前は個人名義で作っておられて、それが今回、法人名義で、新規ということで出ております。貸付人の住所ですが、今は鳥取市にお住まいということですがけれども、若桜町のままでいいのでしょうか。利用権設定の内容については、特に問題ないと思いました。

会 長

貸付人の住所を変えなければいけません。

事務局

修正しておきます。

会 長

この件について、質問、意見はありませんか。

委 員

（異議等なし）

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

議案第2号、農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出がありましたので、農業委員会からの意見を求めます。

利用配分計画案に係る農地は大字大炊の田5筆。5筆の合計面積は8,199㎡ですが、そのうち7,440㎡を設定されます。権利の設定を受ける者は、若桜町の農業法人となっております。契約期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間、10アールあたりの賃借料は5,000円です。若桜町の農業法人につきましては、現に農地中間管理機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する、既に農地中間管理機構から受けている法人経営体でその経営体の定款等に変更がない、農業委員会が認める農地所有適格法人の場合のすべてに該当しますので、農業経営の状況等の項目の記載を省略することができます。

会長

この件も、畦の部分が気になります。井手が入らないのはわかりますけれども、畦も入れた面積にしてもらわないといけないと思います。最終的に作るのは若桜町の農業法人でしょうけれども、そのあたりの契約内容をしっかりしておかないと、こういうのが増えると後で困ります。そういうことで、水張面積でなく登記簿面積で受けてということ（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構に要望しておいてください。

議案第3号、若桜町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（完成版原案）について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、若桜町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（完成版原案）について意見を求めます。

農業経営基盤強化促進法施行令第1条により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定期的に見直すようになっておりまして、鳥取県では5年に1度の見直しとしております。農業経営基盤強化促進法第2条の規定に、農業委員会からの意見を聴かなければならないとあります。非常に難しい内容ですので、事務局より説明をさせていただきます。

まず、制定の目的及び経緯を申し上げますと、農業経営基盤強化促進法が昭和55年に制定され

まして、市町村が主体となって農地の有効利用や流動化を目指すようになりました。平成5年に法改正がありまして、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を地域ごとに明確化する必要があるため、この基本的な構想の制度が誕生しました。平成26年には、農地中間管理事業が創設されまして、農地中間管理機構が必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農用地を利用できるよう配慮して貸し付けるようにすることで、担い手の生産性の向上や経営強化に資する仕組みが作られました。

令和2年12月21日に人・農地チーム会議を開催しまして、会議で話されたことを踏まえたうえで、今回の審議案件として出しております。ちなみに、人・農地チーム会議で話されたことの概要としましては、平成26年当時の基本的な構想と基本的な枠組みについては変えていませんが、平成26年度当時の若桜町の法人への受託を進めるという方針から、若桜町の法人を新たな担い手として位置付けるという方針に切り替えます。若桜町の現状を見ますと、作物は水稻とえごまをメインとして、これらの振興を図るとしました。新規就農者についてですが、今後は若桜町の法人の人員を増やして、今後の農業の肝になっていただくというやり方が望ましい。農業に対する体制が整ったら、農中間管理事業を利用するほうが望ましいというご意見をいただきました。

まずは、農業経営基盤強化の促進に関する目標についてです。内容としましては、若桜町の法人への農作業受託を増やしていくという方針から、水稻・えごまを中心として農業の振興を図り、若桜町の法人を将来にわたる農地の担い手として位置付けるという方針に変えました。農業所得及び年間労働時間につきましては、鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針を参考にしましたが、若桜町の現状を見据えたところ、平成26年度当時と変えないのが望ましいと判断しました。

農家戸数及び耕地面積ですけれども、農家戸数は農林業センサスの年度ごとの差及び5年後並びに10年後の割合を出しまして、令和元年度の数値を出しました。令和10年度の推計値は、令和元年度の数値に、過去10年間の増減割合をかけたものとしております。耕地面積は、市町村統計の耕地面積を参考資料としました。令和元年度の数値は公表済みの数値を入れまして、令和10年度の推計値は、平成26年度から令和元年度までの増減の平均値を出して、それを10年間分に換算して出しました。

農家の分類ですけれども、鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針の中にあります目標数値の進捗管理を行うため効率的かつ安定的な農業経営の定義という項目を参考にしました。こちらの根拠は、

担い手及びその農地利用の実態に関する調査となっております。

目指すべき将来方向についてです。要点としましては、利用権設定や農地中間管理事業の促進、農用地利用改善団体の設立、認定農業者や新規就農者の育成、中山間地域等直接支払交付金制度の活用、女性農業者の協力を促進すること、人・農地プランに即した活動となっております。年間農業所得及び年間労働時間は、平成26年度当時と変更はありませんが、新規就農者の年間農業所得の目標は、認定農業者の8割としております。

経営体の現状数及び目標数についてですが、現時点の個別経営体は6経営体、目標は7経営体です。目標面積ですけれども、最新の人・農地プランにある耕作地の現状及び目標を基にしました。効率的かつ安定的な農業経営体についてですが、目標数は19経営体で、個別経営体、組織経営体、新規就農者たる担い手、人・農地プランに位置付ける中心経営体、多様な担い手の合計としております。総農家数につきましては、農家戸数と同数です。現状のその他の農家、販売農家や自給的農家を含む農家数は、2020年農林業センサスの速報値としております。10年後のその他の農家の合計につきましては、総農家数から農業経営体を差し引きました。また、人・農地チーム会議と人・農地プランも農地行政の視点から見て必要と判断し、現状を踏まえて追加しました。

農業経営モデル類型ですけれども、現状の農業者または新規就農者の農業経営を見たうえで、認定農業者は4類型を設定しました。水稻+白ねぎ+作業受託、水稻+作業受託+えごま、養豚（繁殖・肥育一貫）型、肉用牛（繁殖・肥育一貫）型の4類型です。新規就農者は1類型で、水稻+白ねぎ+作業受託としております。

農業経営基盤強化に関する事項についてです。農業協同組合法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業者年金基金と法人によって利用権設定をするための要件が独自に決められていますが、基本的には、農業経営基盤強化促進法に則ったやり方となっております。

農業経営基盤強化に関する事項の中で、平成26年度当時とは完全になくなっている部分がありまして、それが農地利用集積円滑化事業です。この事業は、平成21年度に創設されましたが、今年度の農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、農用地利用円滑化団体が農地中間管理機構に統合されましたので、今回の見直しではすべて除外しております。

別紙1についてです。こちらは現在の農業経営基盤強化促進法第18条第2項における、農作業に常時従事すると認められない場合における、例外的に利用権設定を行えるパターンを載せていま

す。例えば、地方公共団体やJ Aや生産森林組合、その他土地改良事業の関係が関わる場合は利用権設定が認められることがあるということです。

別紙2についてです。Iにつきましては、利用権設定をするために必要な項目となります。IIについては、J Aまたは生産森林組合が林地や施設として利用するために、設定すべき内容を入れております。IIIにつきましては、一般法人等が経営受委託を受ける際に、利用権設定をする場合に設定すべき内容としております。IVにつきましては、例えば、新規就農者が農地法第3条の規定により、面積要件が認められない場合に、農業経営基盤強化促進法により所有権移転をする場合に設定すべき内容を載せております。

会 長

皆さんで読んでいただいた中で、これはおかしい、この数値はどこから出したとか、色々意見等があると思いますが、皆さんから何かありましたら、お願いします。

職務代理

人・農地チーム会議で、完成版原案を作ったのですか。

事務局

その前に担当者会議がありまして、八頭事務所と原案を作っていく、最終的に人・農地チーム会議で決定した完成版原案を農業委員会の皆さんに配布しました。

職務代理

人・農地チーム会議の構成の中に、農業協同組合が入っています。

会 長

農業協同組合との協議はしていないのでしょうか。

事務局

まだです。今週中には協議をしないといけません。

職務代理

人・チーム会議は、県と（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構と農業協同組合と町がメンバーなのでしょう。

事務局

はい、その会議に出席をしていただきましたが、意見等はありませんでした。

会 長

平成26年という言葉が出てきますけれども、それは人・農地プラン検討会ができてからですか。

事務局

平成26年度といたしますのは、基本的な構想の前回の見直しの年です。ただ、目標年度が変わってくるため、ところどころ修正を加えたということ、担い手の1つとして若桜町の法人を加えたということです。

会 長

これから、若桜町の法人がどんどん幅を拡げていくという話だそうです。

小林委員

この基本的な構想を見ても、難しいです。若桜町の法人としては向かっていくわけですが、この内容となりますと、読んでもわかりづらいですし、目標とする労働時間や賃金は、今の状況からすれば無理な話です。

職務代理

農業協同組合の箇所、農作業の受委託の斡旋窓口を開設、共同利用機械施設の整理と書いてありますが、いいのだろうかと思っています。また、300万円の年間所得というのは、組織全体でも上がらないのに、難しい設定です。

会 長

10年後に向けて、こういう目標を立てますというのはわかりますが、当の本人が知らないようではいけませんし、もっと簡単にしないとわかりません。

職務代理

文章の中に、おかしい箇所があります。効率的かつ安定的な農業経営体の1番上、個別経営体の内訳に、他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る将来性の高い営農を行う経営体とありますが、どういう経営体かよくわかりません。

茗荷推進委員

それは、昭和35年頃に農業基本法ができたときに、使われた言葉です。学者がよくよく考えて使ったような言葉を引っ張り出したり、それは仕方のないことです。

会 長 農業協同組合、農業委員会、農業改良普及所等が十分なる相互の連携の下濃密な指導を行うとありますし。

茗荷推進委員 目標は高くないといけません。

小林委員 かなり高い目標ですが、これに向かって、できるように頑張っていくということでしょう。

職務代理 若桜町の農業は、年金受給者でないとできません。畜産以外で300万円も儲けようと思っても、年金と合わせても300万円になりません。目標に、経営体数が増えるようになっています。面積が限られた中で、〇〇〇〇だけで30町歩でしょう。

会 長 以前も言いましたが、作られていない所については、山に還すとか、是非とも荒らさずに作るとか、色分けしないとといけません。作る気がある人は、どんどん平地に出ています。全部作ろうというのは無理な話です。

職務代理 ある農業法人は、全員が年金受給者です。10年先というのは、全員が後期高齢者の年代です。

小林委員 これだけ機械が大型化してきており、それなりの圃場でないと借りること自体が無理です。

会 長 また読んでいただき、何か問題があると思えば、事務局に言ってもらおうということで行きます。今のところは、これでよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

職務代理 しかし、おかしいと思った箇所は、修正しておいてください。

事務局 先ほど、ご指摘があった箇所は、事務局で修正します。

6. その他	会 長	その他の事項です。 ●次回定例会にて、令和3年度の若桜町農作業標準賃金表（案）及び農地・非農地の判断について審議していただく。 ●若桜町精米施設の利用状況について報告あり。 ●次回定例会は、2月8日（月）9：00～に決定。
	会 長	以上で、令和2年度第10回の定例会を終了します。